

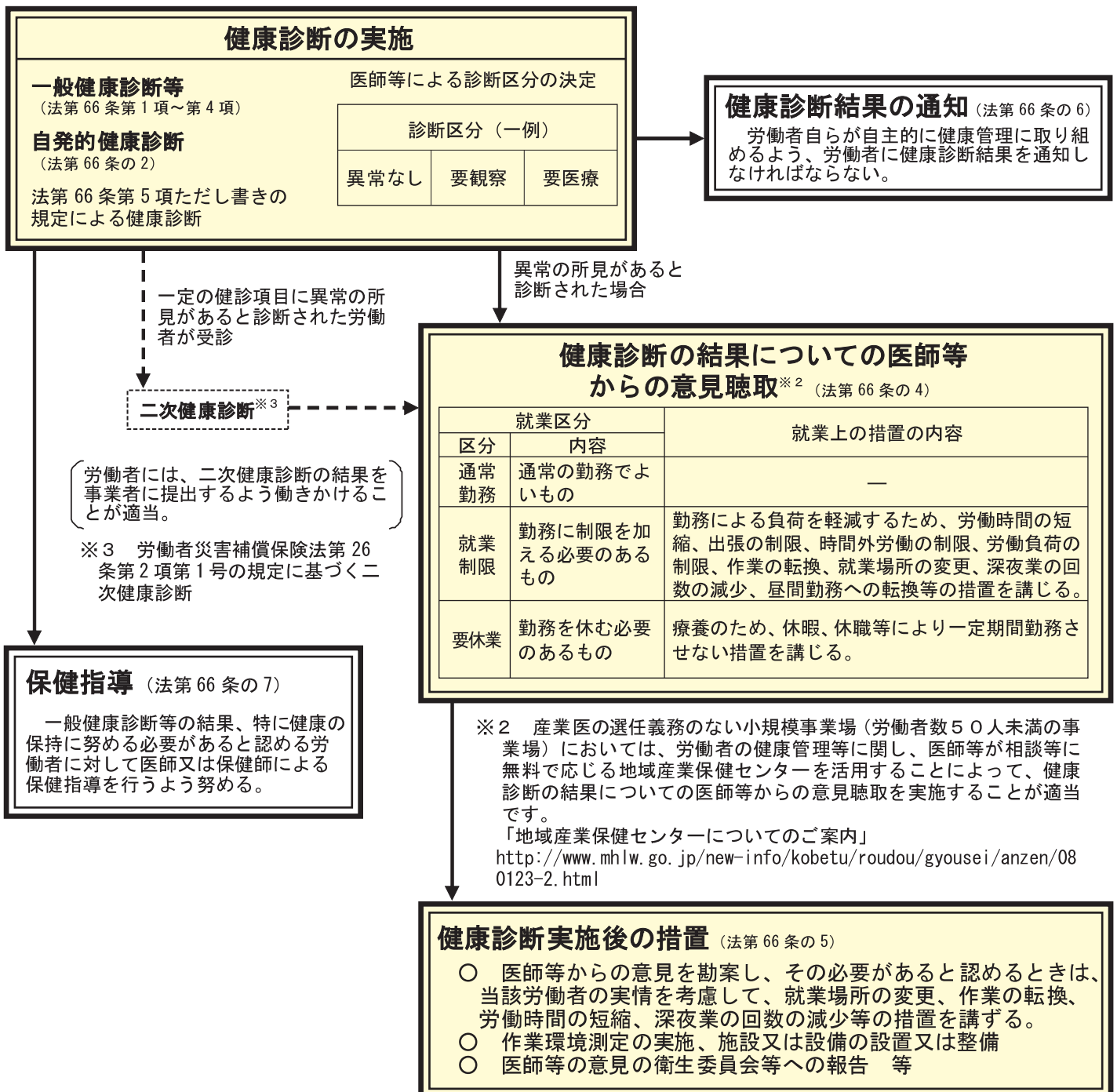
# 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 <sup>※1</sup> 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

# 健康診断の実施とその後の手順等



（労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。）

※3 労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断